

レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業者教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
罰則				○	

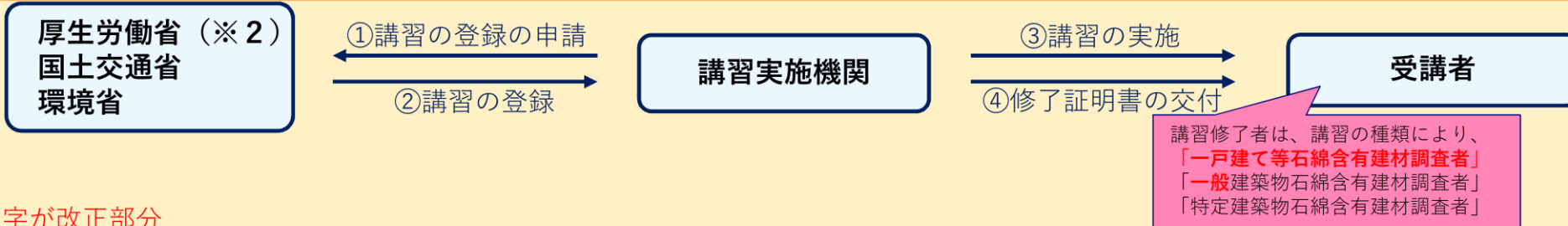
※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守 ©ステキ信託 (ANR)

- 一戸建て住宅又は共同住宅の住戸の内部（※1）（以下「一戸建て住宅等」という。）の調査を行う者に必要な知識に係る講習（一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習）を新設し、講習の方法等、受講資格、修了者の位置づけ等を定める。

（※1）一戸建て住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分を指す。共同住宅の住戸の内部以外の部分（バルコニー、廊下等の共用部分）や、店舗併用住宅は、含まれない。

講習の登録制度



赤字が改正部分

講習の種類	特定建築物石綿含有建材調査者に係る講習	一般建築物石綿含有建材調査者 (改正前の建築物石綿含有建材調査者) に係る講習	一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習
講習の方法等	講義（11時間）、実地研修、筆記試験及び口述試験	講義（11時間）及び筆記試験	講義（7時間）及び筆記試験
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等
	右記の者のうち、建築物石綿含有建材調査に関して一定の実務経験を有する者	石綿作業主任者技能講習の修了者	石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者 (改正前の建築物石綿含有建材調査者)	一戸建て等石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料（レベル1，2，3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定		一戸建て住宅等に係る全ての材料（レベル1，2，3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定

（※2）登録手続は、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施。

（※3）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

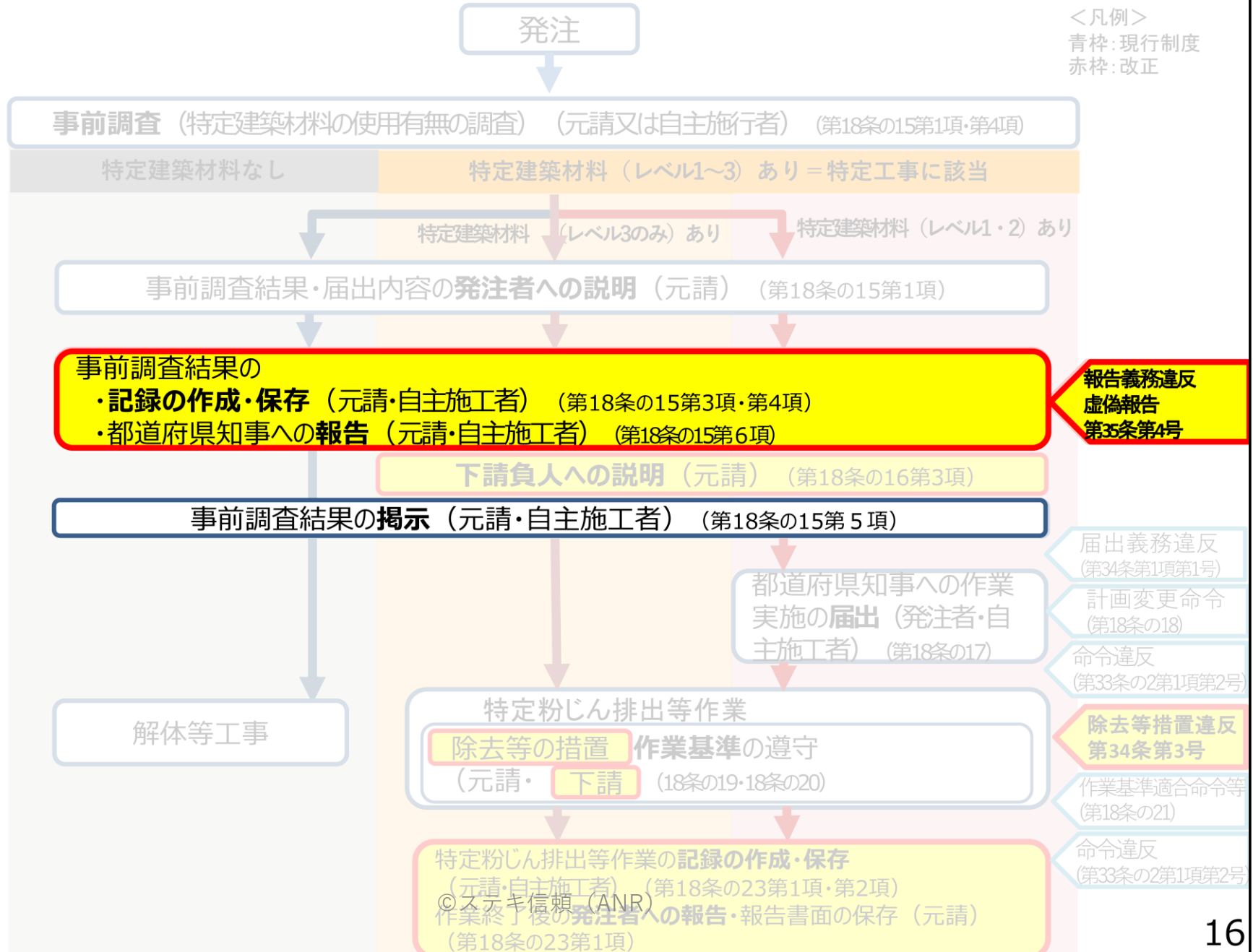
	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業者教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
罰則				○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守 ©ステキ信託 (ANR)

改正後の解体等工事に係る規制概要

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正



<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。
(新法第18条の15第3項関係)
- 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、事前調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
(新法第18条の15第4項関係)



【元請業者】

- 事前調査の記録（新規則第16条の8）
 - 解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
 - 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。
 - 発注者への説明の書面の写し
 - 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。
- * 記録の保存は電子でも可能とする。

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない*。(新法第18条の15第6項関係)

□ 報告の対象 (新規則第16条の11第1項)

※令和4年4月1日から適用



解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



工作物*の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)

※環境大臣が定めるものに限る

□ 事前調査結果の報告対象工作物(令和2年環境省告示第77号)

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

©ステキ信頼 (ANR)

報告義務対象が決められています。

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない*。（新法第18条の15第6項関係）

※令和4年4月1日から適用

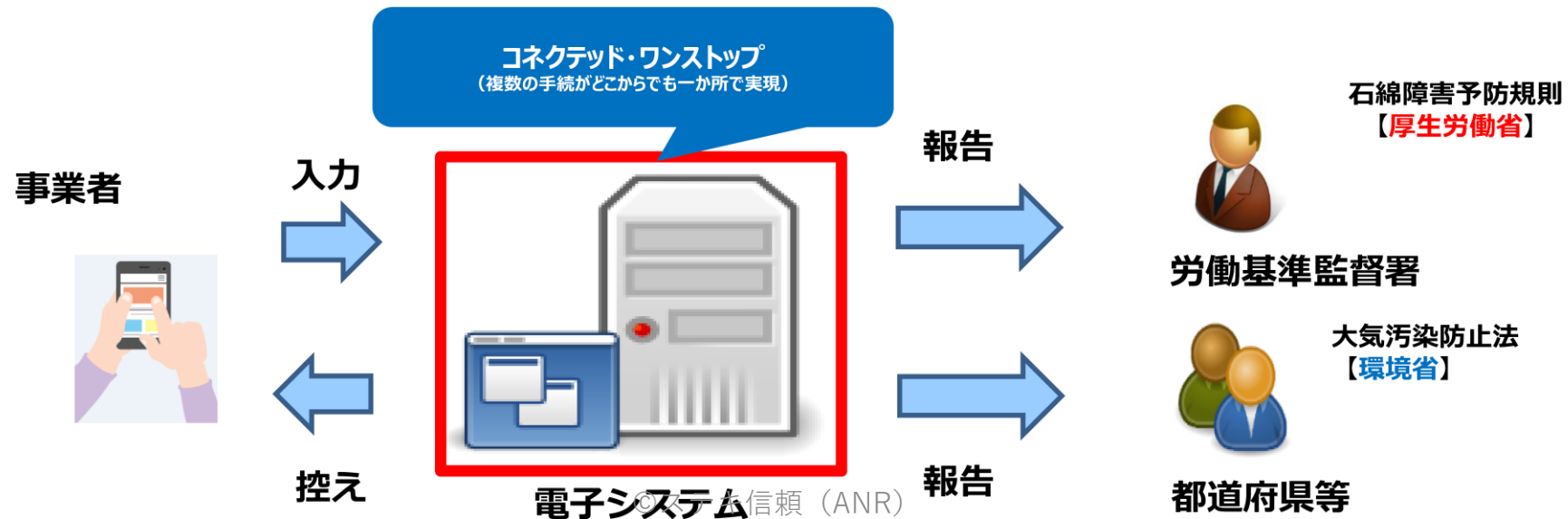
□ 報告の内容（新規則第16条の11第2項）

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など。

□ 報告の方法（新規則第16条の11第4項）

- 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
- 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。

* システムの使用が困難な場合は、施行規則の様式による報告書によって行うことをもってこれに代えることができる。
（例）災害でwebが使えない。スマホやタブレットを持っていない。



参考P98

表 4.3.4 事前調査結果の報告事項

大防法施行規則（第16条の11第2項）	石綿則（第4条の2）
●解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	●事業者の名称、住所及び電話番号
—	●労働保険番号
●事前調査を終了した年月日	●調査終了日
設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称	設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称
●解体等工事の場所	●解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
●解体等工事の名称及び概要	
●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日	●着工日等（設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明したガスケット又はグランドパッキンにあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
●建築材料を設置した年月日*	
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造の概要
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	分析調査を実施した場合は、分析調査を実施した者及び当該者が受講した講習実施機関の名称
●解体等工事の実施の期間	●解体工事又は改修等工事の実施期間
●建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計	●建築物の解体工事にあっては当該工事の対象となる建築物（当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計
建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負代金の合計額	●建築物の改修等工事又は特定の工作物の解体等工事の作業にあっては、当該工事に係る請負代金の額
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	
—	石綿使用建築物等解体等作業を行う場合にあっては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名
—	材料ごとの切断等の作業（石綿を含有する材料に係る作業に限る。）の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

備考 1) 設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明した場合は●のついた項目について報告

備考 2) ※は、設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明したガスケット又はグランドパッキンに限る。

1

参考資料 調査結果の報告義務は 令和4年4月1日～ ※報告不要な場合あり

尚、義務化となる報告は 新システムでスマホでも できる

「gBizID」 <https://gbiz-id.go.jp>

※一つの入力で、都道府県・所管労働
基準監督署に同時に報告可能









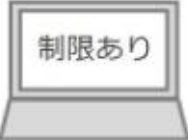
出典
建築物等の解体等に
係る石綿ばく露防止
及び石綿飛散漏えい
防止対策徹底マニ
ュアルより

GBizIDは、法人・個人事業主向け共通認証システム

GBizIDを取得すると、一つのID・パスワードで、[こちらの全ての行政サービス](#)にログインできます。
アカウントは **最初に1つ** 取得するだけで、**有効期限、年度更新の必要はありません**。(令和3年8月現在)

GBizIDにはどんな種類があるの？

GBizIDには、プライム、メンバー、エントリーという3種類のアカウントがあります。

gBizIDプライム		会社代表者 または 個人事業主		書類審査 必要		使用可能な 行政サービス
gBizIDメンバー		gBizIDプライム 取得組織の 従業員		書類審査 不要		使用可能な 行政サービス
gBizIDエントリー		事業をしている 方なら だれでも可能		書類審査 不要		使用可能な 行政サービス

レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
罰則				○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守 ©ステキ信託 (ANR)

改正後の解体等工事に係る規制概要



<特定粉じん排出等作業の実施届出>

- 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。（新法第18条の17関係）

□ 特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料（新令第10条の2）

- 吹付け石綿（いわゆるレベル1建材）
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル2建材）

様式第3の4
特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

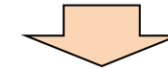
都道府県知事
市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者
の氏名 印
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のふた、石綿を含有する断熱材

発注者は、解体等工事を開始する14日前までに都道府県知事へ届出



都道府県知事が届出の作業方法が作業基準に適合しないと認める時は、届出受理から14日以内に計画変更を命じる

* 吹付け工法による石綿含有仕上塗材は、現行法では特定粉じん排出等作業の届出が必要であるが、新法施行後は不要となる。

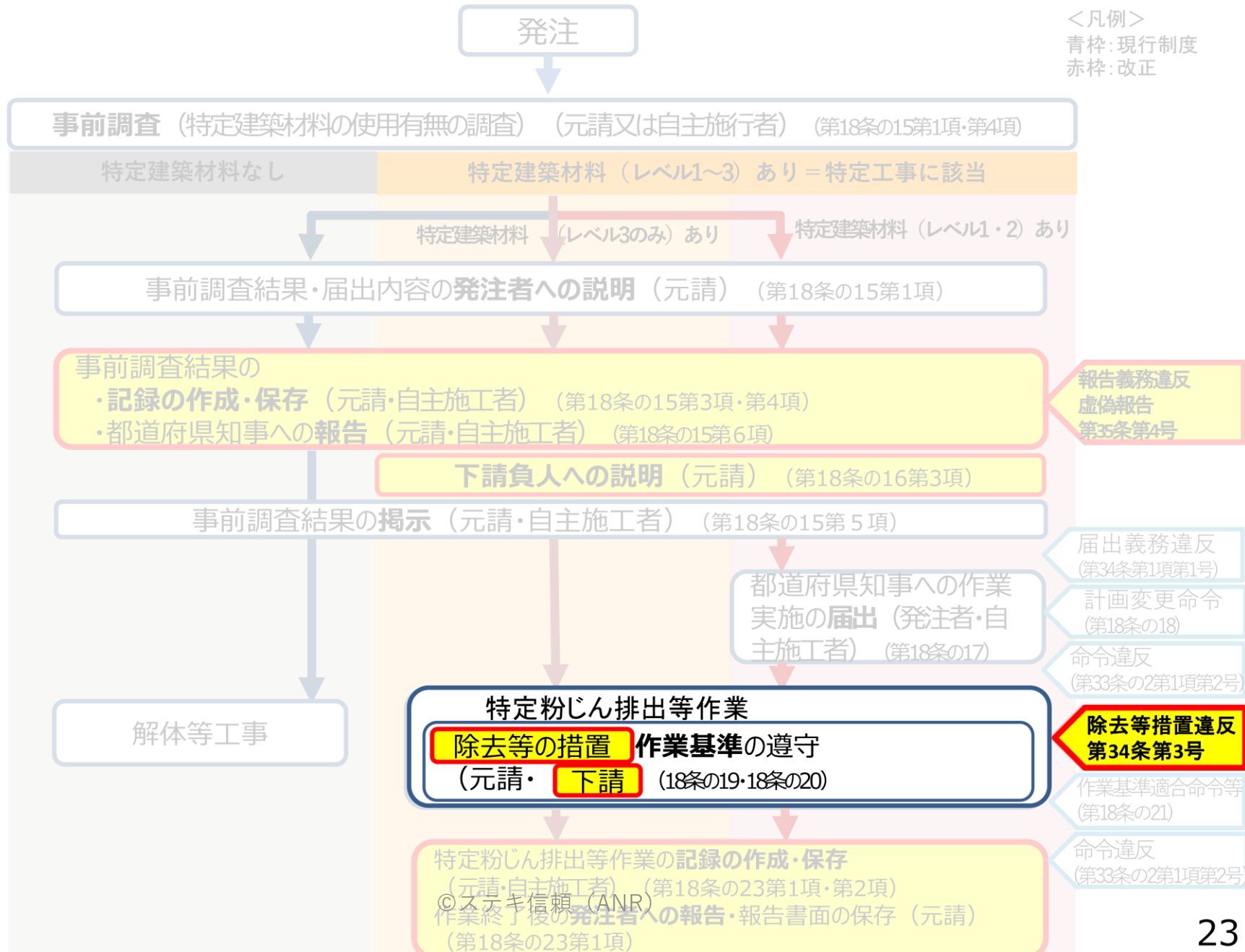
<特定工事の発注者等の配慮等>（現行法でも規定あり）

- 特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。（新法第18条の16第1項関係）

作業基準に沿って工事が適正になされるように発注者は配慮する義務がある。

改正後の解体等工事に係る規制概要

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正



<特定粉じん排出等作業の作業基準>

- 特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じんの排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。
(新法第18条の14関係)

<作業基準>

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における**特定粉じん排出作業の開始前に**、次に掲げる事項を記録した**当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。**
(新規則第16条の4)

□ 特定粉じん排出等作業の計画で定める事項

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事の場所
- ハ 特定粉じん排出等作業の種類
- ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
- ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
 - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※レベル3 建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

重要

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材について作業基準を新設（新規則第16条の4第6号）

①石綿含有成形板等（新規則別表第7 4の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を、切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※2すること。

(2) 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。

※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。



原形のまま取り外す例



湿潤化の例(散水)



作業の状況(養生内で湿潤化後手作業で除去)

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

②石綿含有仕上塗材（新規則別表第7 3の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

- イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。（口の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）
- ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※²すること。
 - (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。
- ハ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、口の規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※¹ 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化を含む。

※² 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

ロ 湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置

十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用する工法については、湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置と判断しうる工法と考えられる。

十分な集じん機能を有することを判断するための要件は以下が挙げられる。

- ・ 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・ 集じん装置はHEPAフィルターを有し、集じんだ石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・ 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中における作業場所の総繊維濃度が、作業環境の石綿管理濃度である 0.15 本/cm^3 （150 本/リットル）を下回ることが示されていること
- ・ 事業者は上記要件に合致する工具であることの説明が行えるよう、工具の性能等を証明するデータ（製品カタログ、実験データ等）等を整理し、そのデータ等の記録を作業中保持するとともに作業終了後は除去作業の記録として3年間保存しておくこと。



<作業基準の遵守義務等>

- 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。（新法第18条の20関係）
- 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。（新法第18条の21関係）

- 下請負人の作業基準遵守義務等の対象への追加に伴い、下請負人が適切に作業を行えるよう下請契約時の工事費等に関する配慮や作業方法の説明に関する規定を整備。
（新法第18条の16第2項及び第3項関係）

* 下請負人への説明事項：作業の種類、実施期間、作業の方法、工程の概要など
（新規則第16条の12）

- 特定工事の元請業者による下請負人の指導について規定（新法第18条の22関係）
- 元請業者は、適切に下請負人の指導を行わない場合、作業基準適合命令等の対象となり得る。



レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業者教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
		罰則		○	

※労働安全衛生法

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守 ©ステキ信頼 (ANR)

改正後の解体等工事に係る規制概要

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正



<特定粉じん排出等作業の結果の報告等>

- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

(新法第18条の23第1項関係)

□ **作業中の記録**：負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存（新規則第16条の4第3号）

□ **作業が適切に行われていることの確認**

元請業者は、下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。（新規則第16条の4第4号）

□ **作業が完了したことの確認**

作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせること。

(新規則第16条の4第5号)

* 作業が完了したことの確認

除去：特定建築材料の取り残しがないこと

囲い込み等：囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないこと

* 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者：

事前調査を行わせる者（建築物）又は石綿作業主任者（建築物、工作物）

＜特定粉じん排出等作業の結果の報告等＞

- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

(新法第18条の23第1項関係)

- **清掃**：作業基準において特定建築材料除去後、作業場の隔離又は養生を解く前に、清掃の実施の義務づけを明確化（新規則別表第7の1～2、4～6の項）
 - * 清掃その他の特定粉じんの処理
床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんの清掃のほか、作業場内の空気中に浮遊している石綿の集じん、隔離に用いたシート等の廃棄にあたっての梱包等
- **隔離を解く際の確認**：一般大気中への飛散のおそれがないことの確認を義務づけ（新規則別表第7の1、6の項）
 - * 方法：位相差顕微鏡法や繊維状粒子自動測定器による総繊維数濃度の確認等
- **発注者への報告事項**：作業完了年月日、作業実施状況の概要、完了の確認を行った者の氏名等（新規則第16条の16第1項）
- **作業記録及び発注者への報告書面の写しの保存**：特定粉じん排出等作業を実施した期間、実施状況等について記録し、特定工事が終了した日から3年間保存（新規則第16条の16第2項）

* 記録の保存は電子でも可能とする。



隔離・養生シートへの粉じん飛散防止剤の散布

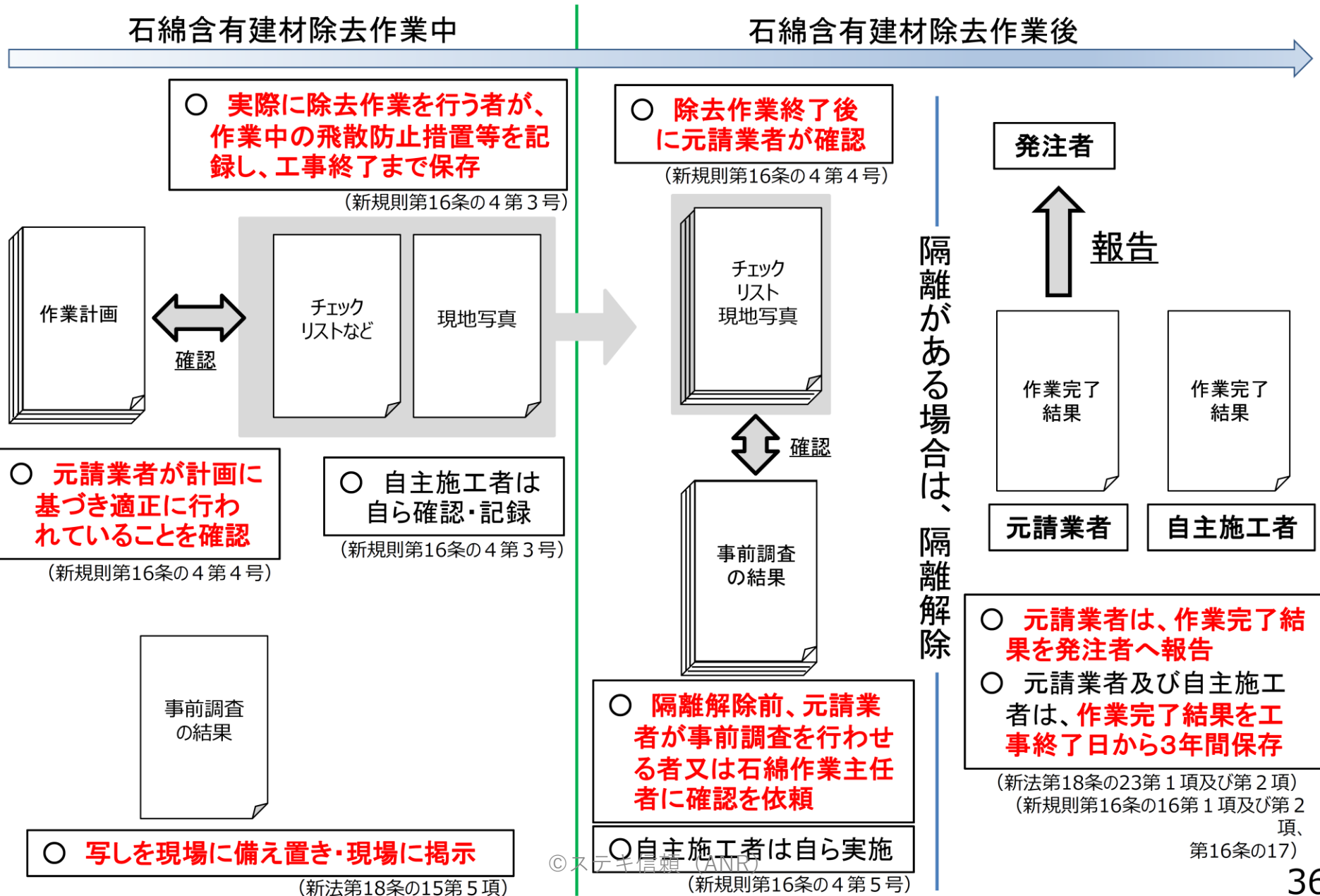


高性能真空掃除機を用いた作業場内の仕上げ清掃



養生シートの撤去

(参考) 石綿含有建材の除去作業が適切に終了したことの確認のイメージ



レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業者教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
罰則				○	

※労働安全衛生法

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守

©ステキ信頼 (ANR)

石綿作業従事者特別教育の概要

講座の概要

- 講座名称： 石綿取扱作業従事者 特別教育
- 準拠法令： 労働安全衛生規則 第36条37号
- 講座対象： 石綿(アスベスト)を取扱う作業に従事する者
- 教育区分： 労働安全衛生法・労働安全衛生規則等に基づく特別教育
- 受講資格： 満18歳以上の者
- 教育時間： 4.5時間 [▶ サンプル講義を見る](#)
- 監修/講師： 労働安全コンサルタント・衛生工学衛生管理者・石綿取扱作業従事者教育インストラクター
- 講座形態： インターネットによるWEB講座(e-ラーニング講座)
- 提供内容： 映像講義の視聴・テキスト及び資料ダウンロード・教育修了証・受講証明書
- 受講期限： 講座配信日から60日間
- 講座価格： 7,700円(税込)

カリキュラム

■ 学科教育

- ・ 石綿等の有害性 (0.5時間)
- ・ 石綿等の使用状況 (1.0時間)
- ・ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 (1.0時間)
- ・ 保護具の使用方法 (1.0時間)
- ・ その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項(関係法令等) (1.0時間)

*2021年4月施行の石綿障害予防規則等の改正内容も反映されております。

■ 実技教育

- ・ 労働安全衛生法等の規定により実技教育不要。

会場・WEB受講共に可

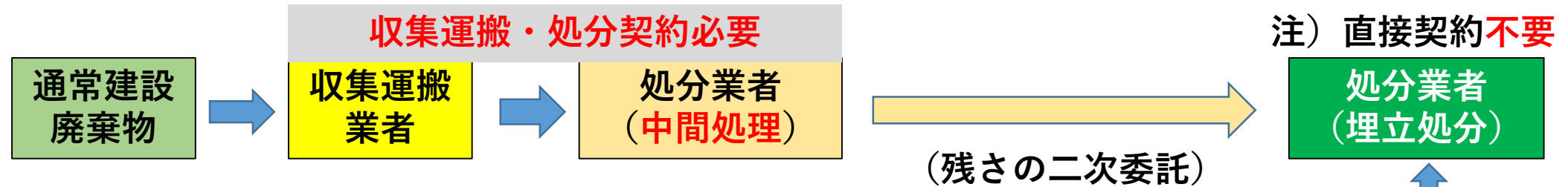
石綿含有産業廃棄物の処理について

・留意点

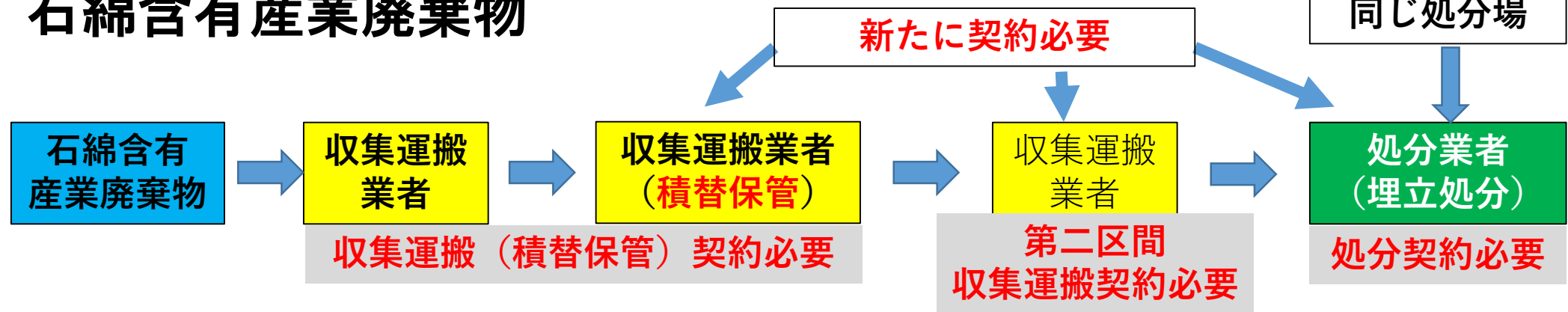
- 1) 廃石綿(レベル1・2)ではない
- 2) **中間処理は禁止**
- 3) 一般産業廃棄物と**分別**し、破砕せず、露出しないようフレコン等に梱包して飛散防止処置をおこなう
- 4) **安定型**、または管理型埋立処分場に委託

石綿含有産業廃棄物の処理ルート例

通常の建設廃棄物



石綿含有産業廃棄物



レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
罰則				○	

※労働安全衛生法

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守 ©ステキ信託 (ANR)

罰則の対象が拡大されます。

NEW

◆下請負人も罰則等の対象となります。

特定工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人も作業基準の遵守義務等の対象となりました。

このため、特定工事の元請業者や請け負った特定工事の全部または一部を他者に請け負わせるときは、その者に対して特定粉じん排出等作業の方法等を事前に説明する必要があります。

[下請負人に適用される違反等と罰則]

- ✓ 除去等の方法の義務違反 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（新法第18条の19、第34条第3号）
- ✓ 作業基準適合命令違反 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（新法第18条の21、第33条の2第1項第2号）
（過失の場合は3月以下の懲役または30万円以下の罰金（新第33条の2第2項））

このほか、罰則はないものの、作業基準の遵守義務（新法第18条の20）があります。

[その他下請負人に拡大される規制等]

- ✓ 自治体が行う報告徴収及び立入検査の対象となります（対象は特定工事の施工分担範囲）。

[元請業者等が事前に下請負人に説明しなければならない事項]（新法第18条の16第3項、新規則第16条の11）

- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

<罰則>

- 所要の罰則規定を置く。 (新法第34条第3号及び第35条第4号関係)

- 事前調査の結果の報告義務違反：30万円以下の罰金
- 除去等の措置の義務違反：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
(参考)
作業基準適合命令等違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

<施行期日等>

- この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、事前調査結果の報告に関する規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (改正法附則第1条関係)
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (改正法附則第5条関係)

- 施行日は、令和3年4月1日。
ただし、事前調査結果の報告については、電子システムの構築に要する期間を踏まえ、令和4年4月1日施行。

(参考)

調査を適切に行うために必要な知識を有する者による事前調査の義務付け：令和5年10月1日 施行

◆報告及び立入検査の対象拡大

対象者に下請負人を加えるとともに、営業所、事務所等その他の事業場を立入検査の対象に加えます。

報告事項も規制強化にともない追加されています。

拡大

[立入検査の対象](新法第26条第1項)

- ✓ 解体等工事に係る建築物等
- ✓ 解体等工事の現場
- ✓ 解体等工事の元請業者、自主施工者、
下請負人(特定工事に従事する者に限る)
の営業所、事務所その他の事業場



[報告の対象](★は発注者、元請業者及び自主施工者に限る。下請負人は特定工事の施工分担範囲)

- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法等(特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法、新法第18条の19に定める方法により行わない場合の理由、新規則第16条の7各号に掲げる事項(解体等工事に係る説明事項))
- ✓ 特定粉じん排出等作業の結果
- ✓ 事前調査について★

環境省資料より抜粋

大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容	令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		周知 令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化	周知		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施		周知、者の育成	令和5年10月 施行
	事前調査結果の記録の 作成、保存	周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き	周知		
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告		周知、システム整備	令和4年4月施行
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認		周知		
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認	周知		
	作業の記録	周知		
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存	周知	令和3年4月施行	
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知		
直接罰の適用		周知		
罰則の対象の拡大		周知		

改正大気汚染防止法の公布

改正大防法施行令（政令）・施行規則（省令）の公布

直ちに(令和3年4月1日～)やるべきこと！

- リフォーム前の【事前調査】…義務
- 事前調査結果の【施主への説明】…義務
- 事前調査結果の都道府県、労働基準監督署への【報告】…条件付き義務
- 事前調査および結果【書類保存(3年間)】…義務
- 事前調査結果等および作業方法等の【現場での掲示】…義務
- 9月30日までに事前調査者資格者養成【受講資格の確認】…対策

※罰則の適用は令和4年4月1日～

【報告義務違反30万円以下の罰金】

9月30日までに事前調査者資格を取得！

事前調査の課題と対策

1. 課題

- 事前調査は**令和5年10月以降**は有資格者で行わねばならない。
- 事前調査ができる資格取得講習の受講には**受講条件**がある。
- リフォームは小規模、工期等の点で、**外部に事前調査を依頼すること**は**外注費用負担増、日程調整等の問題**がある。

2. 対策

- 今回の法改正に伴う義務化の内容を**社内で周知・徹底**(資料配布、講習会開催等)する。
- 事前調査ができる**資格者を社内で養成**する。

事前調査資格者養成が間に合わない

どうする！

石綿含有建材調査者に外部委託

⇒地域で探す

⇒全国区対応業者を探す

【ご参考】ステキ信頼会員様特別価格で対応

※別紙チラシ参照

石綿事前調査は義務になります

建築物の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿規制が強化されております。



一般社団法人
ステキ信頼リフォーム推進協会 会員様特別価格

石綿事前調査および報告書一式

通常価格

~~80,000円~~ **60,000円** (税抜) ~

※延床面積50㎡以下の金額に限り。構造種別は問いません。

・対象建物の用途は住宅を想定しております。その他の用途においては個別相談にてお見積りとなります。

・エリア・規模により遠方費または超過費用が発生する場合があります。

※石綿含有が疑われるが書面・現地調査にて正しく判断できない箇所については、原則みなしにて含有しているものとします。

検体採取・分析までご希望される場合は別途費用が発生します。

※日曜日・祝日に調査ご希望の場合は別途費用が発生します。

石綿事前調査サービス **3** つの特徴

特徴
1

電子報告画面に準じた
わかりやすい報告書

総括表イメージ

建物名称	所在地	調査状況
〇〇ビル	東京都港区	調査済
△△ビル	東京都港区	調査済
□□ビル	東京都港区	調査済

所定の規模、または請負代金以上となる場合は事前調査結果の電子報告が必要です。

特徴
2

全国調査
対応可能



一部エリア対応不可、または遠方費用が発生する場合があります。

特徴
3

報告書納品1週間
スピード報告



設計図書等による書面調査・現地における「みなし含有調査」になります。

在住ビジネス株式会社

〒108-0014

東京都港区芝5-29-19 PMO田町IV3階

お問い合わせはこちらまで

03-5439-5253

sk@zaijubiz.jp 受付時間 9:00~17:00 (定休日/土日祝)

まずは!

ご利用の前に事前登録をお願いします。

登録書は裏面へ

サービス利用登録書

(一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会専用)

当社は、石綿事前調査サービス、及びその他提供サービス(運営元: 在住ビジネス株式会社)の利用に際し、本利用登録書を提出致します。
 なお、利用に関する全ての情報において運営会社の在住ビジネス(株)との共有にも承諾いたします。

記入日	年 月 日			押印
会社名	フリガナ			印
代表者名	フリガナ			
本社所在地	〒	—	フリガナ	*代表者印または会社印
請求書送付先住所 <small>*上記住所と異なる場合</small>	〒	—	フリガナ	
電話番号(本社)			FAX番号(本社)	
E-mail(代表)	@			
会社設立日	年	月	日	従業員数 名
資本金	万円		前年度売上高	万円
新築着工棟数	棟/年		リフォーム棟数	棟/年
商圏(営業エリア)				*地域により遠方追加費用が発生する場合がございます。
請求書締日*	毎月 末日		請求書必着日*	翌月 10日必着
お支払日*	翌月 末日 銀行振り込み		*請求書は原則、表記の締日・必着日・お支払日での対応となります。 *ご指定がある場合は、別途弊社営業担当にご相談ください。	
お取引口座 <small>(コードNo.・銀行名・支店名)</small>	銀行 支店		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 口座名義人

サービス内容	内容	基本取引価格(税抜)
石綿事前調査サービス	みなし含有調査実施・報告書納品 / 延床面積50㎡以下 / 構造種別問わず	¥60,000 円/棟
追加費用	検体採取・分析	1検体採取・分析費用になります。ご要望の場合、対応いたします。
	面積超過費用	50㎡毎の追加超過費用になります。*ご依頼時に確認させていただきます。
	遠方費用	一部地域により発生します。*ご依頼時に確認させていただきます。

*その他提供サービスはお問い合わせください。

参考資料

- 環境省：

法改正説明動画<https://youtu.be/r9Gatt0ZQY4>

法改正説明資料<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main17.pdf>

石綿飛散防止リーフレット<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf>

- 厚労省：解体工事受注者向けリーフレット<https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/content/contents/000701654.pdf>

- 厚労省：石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000199663.pdf>

- 環境省：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルhttps://www.env.go.jp/air/asbestos/full001_1.pdf

- 国交省：アスベスト対策Q&A

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html>

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせは

メール：info@anr.or.jp

電話：045-501-5544

FAX :045-504-1865



一般社団法人

ステキ信頼リフォーム推進協会

